

**多摩川衛生組合における  
廃蛍光管の不適正処理に関する  
報告書**

**平成 22 年 12 月 15 日**  
**東京たま広域資源循環組合**

## 目 次

第1 廃蛍光管の不適正処理に関する循環組合の見解———————	1
第2 事実経過———————	2
第3 循環組合の対応	
1 多摩川衛生組合からの焼却灰搬入停止及び再開———————	6
2 多摩川衛生組合からの焼却灰搬入に起因する エコセメント化施設周辺環境への影響———————	7
3 全組織団体の有害ごみの処理状況調査———————	9
4 全組織団体及び搬入団体における ごみ処理の方法や内容の総点検———————	12
5 多摩川衛生組合の現場確認———————	14
第4 多摩川衛生組合からの報告とその検証	
1 調査報告書の概要———————	15
2 調査報告書の検証———————	18
第5 再発防止策	
1 多摩川衛生組合に対する取組———————	20
2 全組織団体及び搬入団体に対する取組———————	21
3 循環組合自身の取組———————	22
添付資料	
1 ニッカ处分場公害防止協定調査結果（エコセメント化施設）———————	25
2 調査報告書【有害ごみ不適正処理】———————	27

## 第1 廃蛍光管の不適正処理に関する循環組合の見解

この度、多摩川衛生組合が、昨年度有害ごみの焼却試験を行ったにもかかわらず、廃蛍光管の不適正処理を行っていたことが判明しました。

有害ごみの分別処理・処分の原則に反し、廃蛍光管の焼却灰の搬入を防ぐことができなかったことについて、循環組合の管理者として責任を痛切に感じております。今回の件の背景には、多摩地域の自治体にごみ処理に対する危機感の欠如があるのではないかと推察しており、「三多摩は一つなり」の精神に基づき最終処分場を受け入れていただいている日の出町の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

循環組合は、今回の多摩川衛生組合の不適正処理に対し、平成22年11月9日から多摩川衛生組合の焼却灰の受入れを停止しました。その後、多摩川衛生組合が示した再発防止策の方向性が妥当であると判断し、日の出町の皆様にも御了承が得られたため、平成22年12月8日から焼却灰の受入れを再開しました。

廃蛍光管の不適正処理が行われたと推定される時期及びそれ以降において、日の出町及び地元自治会等と締結している公害防止協定に基づく下水道への放流水及び排ガスの測定値は、基準に適合しております。このことから、多摩川衛生組合からの焼却灰が循環組合のエコセメント化施設に搬入されことに起因する周辺環境への影響はなかったことを確認しております。

しかしながら、今回の不適正処理は、職員が通常業務の中で意識的に行った点で、昨年度の有害ごみ焼却試験よりも重大な問題を含んでおります。このため、その事実を明らかにし、多摩川衛生組合についてはもちろん、全ての組織団体及び搬入団体において適正なごみ処理が行われるよう、再発防止策をより強化すべく本報告書を取りまとめました。

今回の件を教訓として、私は、今後、水銀やP C Bを含む有害ごみについて、分別処理を着実に実施することによって焼却処理を行わないことをお誓いいたします。また、多摩地域400万人の暮らしを支えるため、私が先頭に立ち、役員及び職員一丸となって、失われた日の出町の皆様の信頼を回復し、皆様に安心していただけるように誠心誠意対応してまいります。

平成22年12月15日

東京たま広域資源循環組合

管理者 黒須 隆一

## 第2 事実経過

多摩川衛生組合は、平成22年9月1日に、運転管理受託業者の作業員が廃蛍光管を場内運搬用のパッカー車に投入しているのを目撃していました。そして、パッカー車の中のごみは「粗大ごみ受け入れホッパー」に投入されることを確認していました。しかし、循環組合への報告は、11月に入ってから行われました。

循環組合は、このことを受け、多摩川衛生組合の焼却灰の受入れを停止し、その措置を1か月間継続しました。また、多摩川衛生組合に対して、原因、業務手順の総点検、再発防止策等を速やかに報告することを要請しました。さらに、全ての組織団体及び搬入団体における有害ごみの処理状況、ごみ処理や管理のあり方についての点検など必要な調査を実施するとともに、今後の対応について検討を行いました。

これらの調査や検討結果を整理し、今回報告書としてとりまとめました。

詳細な事実経過は表2-1のとおりです。

表2-1 事実経過一覧

年 月 日	内容
平成22年 3月から	・多摩川衛生組合の廃蛍光管破碎機が故障（平成22年9月13日に修理完了）
6月から8月	・多摩川衛生組合の運転管理受託業者が、廃蛍光管をパッカー車を利用して破碎処理
9月1日（水）	・多摩川衛生組合職員が、有害ごみ保管場所において、運転管理受託業者が廃蛍光管をごみ収集用のパッカー車に積み込んでいるのを目撃
10月18日（月）	・多摩川衛生組合が、平成22年6月から8月分のごみ処理実績を調査中に、不明な処理量の存在を確認
11月4日（木）	・多摩川衛生組合が、管理者に対して「有害ごみの不適正処理」の疑いについて報告
11月5日（金）	・多摩川衛生組合が、正副管理者会議で「有害ごみの不適正処理」を報告

年 月 日	内容
平成 22 年 11 月 8 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多摩川衛生組合が、構成 4 市の副市長相当職で構成する「有害ごみ不適正処理調査委員会」を設置</li> <li>・多摩川衛生組合が、循環組合に対して「有害ごみの不適正処理」を報告</li> </ul>
11 月 9 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環組合が、多摩川衛生組合に対し 11 月 9 日午後から焼却灰の搬入を停止するよう要請し、多摩川衛生組合は受諾</li> <li>・循環組合が、各組織団体、他の搬入団体及び議会に対して、廃蛍光管の不適正処理に伴い、多摩川衛生組合の焼却灰の受入を停止したことを報告</li> </ul>
11 月 10 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日新聞が「多摩川衛生組合における有害ごみの不適正処理」について報道</li> <li>・日の出町が、循環組合に対して「抗議・要求文」を提出</li> </ul>
11 月 11 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環組合管理者が、日の出町長及び日の出町議会議長に対して陳謝</li> </ul>
11 月 15 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環組合が、日の出町に対して「多摩川衛生組合における有害ごみの不適正処理について(概要報告)」を提出</li> <li>・多摩川衛生組合が、廃蛍光管及び廃乾電池の保管を屋外から屋内の積み出し場に移し施錠管理を実施</li> <li>・稻城市は、この日以降、有害ごみ（廃蛍光管、廃乾電池等）を多摩川衛生組合へ搬入せずに独自の処理ルートを確立</li> </ul>
11 月 16 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日の出町が、循環組合に対して「要請文」を提出</li> <li>・循環組合管理者が、日の出町第 22 自治会ニツ塚処分場対策委員会及び第 3 自治会谷戸沢処分場監視委員会に対して陳謝し、「多摩川衛生組合における有害ごみの不適正処理について(概要報告)」を説明</li> </ul>

年 月 日	内容
平成 22 年 11 月 17 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環組合が、多摩川衛生組合に対して「有害ごみの不適正処理」について抗議・要請文を提出するとともに、このことについて、循環組合の各組織団体、他の搬入団体及び議会に対して写しを送付</li> <li>・循環組合が、多摩川衛生組合の廃蛍光管等の保管状況を現場確認</li> <li>・狛江市は、この日以降、有害ごみ（廃蛍光管、廃乾電池等）を多摩川衛生組合へ搬入せずに独自の処理ルートを確立</li> </ul>
11 月 19 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都環境局及び多摩環境事務所が、多摩川衛生組合に対して立入調査を実施</li> <li>・日の出町第 22 自治会及び二ツ塚処分場対策委員会が、循環組合に対して「抗議・要請文」を提出</li> </ul>
11 月 22 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日の出町議会全員協議会において、多摩川衛生組合管理者が陳謝し、「有害ごみの不適正処理について」を説明。同時に、循環組合管理者が陳謝し、「有害ごみの不適正処理に関する循環組合の当面の対応」を説明</li> <li>・東京都環境局及び多摩環境事務所が、多摩川衛生組合に対して立入調査を実施</li> </ul>
11 月 24 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環組合が、各組織団体に対し、平成 22 年度における有害ごみ処理状況の調査を実施。あわせてごみ収集や管理のあり方についての点検等の調査を実施（12 月 8 日まで）</li> <li>・循環組合が、各搬入団体に対し、焼却施設の焼却方法や管理のあり方についての点検等の調査を実施（12 月 8 日まで）</li> </ul>
11 月 30 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日の出町議会が、循環組合に対して「『有害ごみ』焼却問題にかかる決議文」を提出</li> </ul>
12 月 1 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多摩川衛生組合に保管していた有害ごみを専門業者への搬出を完了</li> </ul>

年 月 日	内容
平成 22 年 12 月 2 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多摩川衛生組合正副管理者が、日の出町長、日の出町議会議長及び日の出町第 22 自治会長並びに二ツ塚処分場対策委員会委員長に対して「再発防止に向けた取り組みと飛灰固化物の受け入れ再開に向けた検討のお願い」を提出</li> <li>・多摩川衛生組合が、循環組合に対して「再発防止に向けた取り組みと飛灰固化物の受け入れ再開に向けた検討のお願い」を提出</li> <li>・東京都環境局が、多摩川衛生組合の廃蛍光管等の引渡し状況を現場確認</li> </ul>
12 月 3 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環組合副管理者が、日の出町長、日の出町議会議長及び日の出町第 22 自治会長並びに二ツ塚処分場対策委員会委員長に対して「多摩川衛生組合からの焼却灰受入れ再開について」を要請</li> </ul>
12 月 6 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>二ツ塚処分場対策委員会が、多摩川衛生組合からの焼却灰受入れ再開について了承</li> </ul>
12 月 7 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>日の出町議会全員協議会において、循環組合管理者が、多摩川衛生組合からの焼却灰受入れ再開について要請</li> <li>日の出町及び日の出町議会が、多摩川衛生組合からの焼却灰受入れ再開について了承</li> </ul>
12 月 8 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩川衛生組合からの焼却灰受入れの再開</li> </ul>
12 月 10 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩川衛生組合有害ごみ不適正処理調査委員会が、多摩川衛生組合管理者に対して「調査報告書【有害ごみ不適正処理】」を提出</li> <li>多摩川衛生組合が、東京都環境局に「改善計画書」を提出</li> </ul>
12 月 11 日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩川衛生組合が、組合議会に対して「調査報告書【有害ごみ不適正処理】」を説明</li> </ul>
12 月 13 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩川衛生組合管理者が、循環組合管理者に対して「調査報告書【有害ごみ不適正処理】」を提出</li> </ul>

### 第3 循環組合の対応

廃蛍光管の不適正処理の発覚を受け、循環組合は、まず、多摩川衛生組合からの焼却灰の搬入を停止するとともに、廃蛍光管の不適正処理が実施されたと推定される期間に発生した焼却灰がエコセメント化施設に搬入されたことに起因する周辺環境への影響の有無について検証しました。さらに、全組織団体の有害ごみの処理状況調査や全組織団体及び搬入団体におけるごみ処理の方法や内容の総点検を依頼し、ごみの適正処理に関する状況を把握しました。以下に詳細を示します。

#### 1 多摩川衛生組合からの焼却灰搬入停止及び再開

循環組合は、廃蛍光管が不適正処理されたことの発覚を受け、直ちに多摩川衛生組合からの焼却灰の搬入停止措置を講じました。

##### (1) 搬入停止

循環組合は、廃蛍光管の不適正処理という事態の重大性に鑑み、以下の2点を理由として、11月9日に多摩川衛生組合に対して焼却灰の搬入を停止するよう、要請しました。

- ① 昨年度の有害ごみ焼却試験に加え、今年度にも廃蛍光管の不適正処理が実施されたことから、多摩川衛生組合には管理運営上の大きな問題が内在しており、再度不適正処理が行われる懸念があること
- ② 循環組合がとりまとめた「多摩川衛生組合における有害ごみ（廃乾電池・廃蛍光管）焼却試験に関する報告書」において、搬入不適廃棄物を搬入し、故意（意識的な行為）や重大な過失に関する事実が判明した場合には、直ちに一定期間の搬入停止を行うという方向付けがなされていること

多摩川衛生組合は、循環組合からの搬入停止要請を受け、11月9日午後から、循環組合への焼却灰の搬入を停止しました。

さらに、循環組合は、11月17日に多摩川衛生組合に対し、再発防止に関する方針が定まるまで循環組合への焼却灰の持込み停止を継続すること、これに伴う影響を構成4市の市民生活に及ぼさないよう対策を講じることについて、要請しました。

## (2) 搬入再開

12月2日、多摩川衛生組合から循環組合に、再発防止に向けた取組と焼却灰の搬入再開に向けた検討のお願いについて要請がありました。

循環組合は、再発防止の取組として、既に稲城市と狛江市の有害ごみを多摩川衛生組合に持ち込まないこととし、保管されていた有害ごみもすべて搬出したこと、東京都環境局からの改善指導に基づき改善計画を策定すること、管理運営体制を大幅に見直すことなどの方向性が示され、また、このまま搬入停止を継続すると多摩川衛生組合の構成市の市民生活に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、搬入再開を妥当であると判断しました。その後、焼却灰搬入再開について、循環組合から日の出町、日の出町議会及び日の出町第22自治会並びに二ツ塚処分場対策委員会に対して要請し、12月7日までに了承を得たことから、12月8日に焼却灰の搬入を再開しました。

この件に関し、日の出町及び日の出町議会、日の出町第22自治会の皆様方のご理解を賜りましたことについて、厚く御礼を申し上げます。

## 2 多摩川衛生組合からの焼却灰搬入に起因するエコセメント化施設周辺環境への影響

多摩川衛生組合が廃蛍光管の不適正処理を行ったと推定される6月から8月及びそれ以降の期間を対象に、多摩川衛生組合からの焼却灰搬入に起因する周辺環境への影響について、公害防止協定に基づいて定期的に実施しているエコセメント化施設の下水道への放流水と排ガスに関する調査結果を元に検証しました。

### (1) 下水道への放流水に関する調査結果

下水道への放流水は、焼却灰に含まれる重金属類を処理する際に発生する廃液です。下水道への放流水に関する調査は、pHやカドミウムなど54項目について、項目ごとに毎月1回あるいは3ヶ月に1回と調査頻度を設定して実施しています。

表3-1に人の健康の保護に関する項目に設定されている重金属の調査結果を示します。表に示すとおり、いずれの項目も基準値を満たしていました。

表3－1 下水道への放流水に関する調査結果（抜粋）

単位：mg/ℓ

項目	基準値	平成22年度					
		6月	7月	8月	9月	10月	11月
カドミウム	0.1	0.02	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	0.1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
六価クロム	0.5	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ひ素	0.1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
総水銀	0.005	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0026	不検出
アルキル水銀	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
セレン	0.1	—	—	0.01	—	—	0.01

注1) 下水道への放流水に関する調査結果の詳細は、添付資料1に示す。

注2) 11月の測定値は速報値である。

## (2) 排ガスに関する調査結果

エコセメント化施設では、焼成炉及び乾燥機等から排出されるガスを活性炭(石炭系)等で浄化処理して煙突から大気放出します。排ガスに関する調査は、窒素酸化物や硫黄酸化物、水銀等6項目について、項目ごとに2ヶ月に1回あるいは3ヶ月に1回と調査頻度を設定して実施しています。

表3－2に水銀に関する調査結果を示します。表に示すとおり、排ガス中の水銀には、法規制基準値が設定されていないことから自己規制値を定めて管理していますが、焼成炉排ガス及び乾燥機等排ガスとともに、水銀は検出されませんでした。

表3－2 排ガスに関する調査結果（抜粋）

単位：mg/m<sup>3</sup><sub>N</sub>

項目	試料種別	自己規制値	法規制基準値	平成22年度		
				6月	8月	10月
水銀	焼成炉	0.05	—	不検出	不検出	不検出
	乾燥機等	0.05	—	不検出	不検出	不検出

注) 排ガスに関する調査結果の詳細は、添付資料1に示す。

## (3) 重金属回収設備の稼働状況

焼却灰に含まれる重金属のうち、乾燥・焼成過程で蒸発する水銀については、排ガスの中から活性炭(石炭系)による吸着処理等により、鉛など乾燥・焼成過程で蒸

発しない重金属についてはエコセメントの製造過程で発生する粉じんの中から薬剤処理により回収しています。

重金属回収設備は、多摩川衛生組合が廃蛍光管の不適正処理を行ったと推定される時期以降においても稼動状況に特段の変化はなく、適正に稼働していたことを確認しております。

#### (4) まとめ

多摩川衛生組合が廃蛍光管の不適正処理を行ったと推定される6月から8月及びそれ以降においても、下水道への放流水及び排ガスは基準に適合しており、重金属回収設備も適正に稼動しておりました。このことから、多摩川衛生組合からの焼却灰がエコセメント化施設に搬入されたことに起因する周辺環境への影響はなかった、と判断されます。

### 3 全組織団体の有害ごみの処理状況調査

平成22年度における有害ごみの処理状況について、各組織団体に対し、文書による調査を平成22年11月24日から12月8日にかけて行いました。具体的な調査内容は次のとおりです。

- ① 平成22年度における処理方法
- ② 平成22年4月から10月までの収集量・処分量・保管量（根拠書類含む）、  
①の調査結果は表3-3のとおりであり、分別収集後、組織団体あるいは搬入団体が民間業者に委託してリサイクル処理等を行っています。  
②の調査結果は表3-4のとおりであり、狛江市及び稻城市を除き、有害ごみの処理が適正に行われていることを定量的に確認いたしました。

表3－3 全組織団体の有害ごみの処理方法の実態調査結果

組織団体名	有害ごみの処理の流れ	蛍光管の処理業者 (平成22年度)	乾電池の処理業者 (平成22年度)
1 八王子市	分別収集→民間業者	イーステージ(株)	イーステージ(株)
	分別収集→多摩ニュータウン環境組合→民間業者	野村興産(株)	野村興産(株)
2 立川市	分別収集→民間業者	野村興産(株)	ダイワスチール(株)
3 武蔵野市	分別収集→民間業者	野村興産(株)	野村興産(株)
4 三鷹市	分別収集→ふじみ衛生組合→民間業者	JFE環境(株)	JFE環境(株)
5 青梅市	分別収集→民間業者	野村興産(株)	ダイワスチール(株)
6 府中市	分別収集→民間業者	野村興産(株)	野村興産(株)
7 昭島市	分別収集→民間業者	(株)ウム・ヴェルト・ジャパン	ダイワスチール(株)
8 調布市	分別収集→ふじみ衛生組合→民間業者	JFE環境(株)	JFE環境(株)
9 町田市	分別収集→民間業者	JFE環境(株):割れていない蛍光管 野村興産(株):割れている蛍光管	野村興産(株)
	分別収集→多摩ニュータウン環境組合→民間業者	野村興産(株)	野村興産(株)
10 小金井市	分別収集→民間業者	野村興産(株)	野村興産(株)
11 小平市	分別収集→民間業者	野村興産(株)	野村興産(株)
12 日野市	分別収集→民間業者	野村興産(株)	野村興産(株)
13 東村山市	分別収集→民間業者	野村興産(株)	東邦亜鉛(株)
14 国分寺市	分別収集→民間業者	野村興産(株)	ダイワスチール(株)
15 国立市	分別収集→民間業者	野村興産(株)	野村興産(株)
16 福生市	分別収集→民間業者	野村興産(株)	野村興産(株)
17 狛江市	分別収集→多摩川衛生組合→民間業者	野村興産(株)	野村興産(株)
18 東大和市	分別収集→民間業者	野村興産(株)	野村興産(株)
19 清瀬市	分別収集→柳泉園組合→民間業者	野村興産(株)	野村興産(株)
20 東久留米市	分別収集→柳泉園組合→民間業者	野村興産(株)	野村興産(株)
21 武蔵村山市	分別収集→民間業者	野村興産(株)	野村興産(株)
22 多摩市	分別収集→多摩ニュータウン環境組合→民間業者	野村興産(株)	野村興産(株)
23 稲城市	分別収集→多摩川衛生組合→民間業者	野村興産(株)	野村興産(株)
24 羽村市	分別収集→民間業者	JFE環境(株)	JFE環境(株)
25 西東京市	分別収集→柳泉園組合→民間業者	野村興産(株)	野村興産(株)
26 瑞穂町	分別収集→民間業者	野村興産(株)	野村興産(株)

備考

- 各処理業者について
  - イーステージ(株):長野県小諸市の処理施設に搬入
  - 野村興産(株):北海道北見市のイトムカ鉱業所に搬入
  - ダイワスチール(株):岡山県倉敷市の処理施設に搬入
  - JFE環境(株):神奈川県横浜市の処理施設に搬入
  - (株)ウム・ヴェルト・ジャパン:埼玉県寄居町の処理施設に搬入
  - 東邦亜鉛(株):群馬県安中市の安中製錬所に搬入

2. 網掛けになっている箇所は、平成22年度に処理業者の変更を行っています。

表3－4 全組織団体の有害ごみの収集量・処分量・保管量の調査結果

(単位:kg)

組織団体名	蛍光管				乾電池			
	平成22年 3月末	平成22年 4月～10月	平成22年 4月～10月	平成22年 10月末	平成22年 3月末	平成22年 4月～10月	平成22年 4月～10月	平成22年 10月末
	保管量	収集量	処分量	保管量	保管量	収集量	処分量	保管量
1 八王子市	36,570	26,720	22,110	41,180	2,640	66,100	45,640	23,100
2 立川市	4,080	16,800	14,160	6,720	16,100	23,100	27,650	11,550
3 武蔵野市	260	12,320	8,940	3,640	300	17,880	13,980	4,200
4 三鷹市	238	8,922	8,808	352	3,254	22,532	24,803	983
5 青梅市	1,230	9,700	10,180	750	1,540	22,790	14,020	10,310
6 府中市	11,122	24,761	19,510	16,373	18,598	33,459	41,820	10,237
7 昭島市	800	9,550	8,210	2,140	2,470	17,290	12,420	7,340
8 調布市	482	12,141	12,150	473	2,686	32,688	34,047	1,327
9 町田市	1,080	35,530	24,596	12,014	29,060	55,190	29,470	54,780
10 小金井市	0	7,540	6,370	1,170	0	15,950	12,990	2,960
11 小平市	760	14,700	15,310	150	500	25,600	25,930	170
12 日野市	240	11,330	11,343	227	3,500	26,378	26,218	3,660
13 東村山市	17,400	13,350	0	30,750	20,473	21,134	0	41,607
14 国分寺市	0	9,710	6,850	2,860	0	18,850	16,960	1,890
15 国立市	713	2,120	2,800	33	1,530	10,000	10,360	1,170
16 福生市	3,020	6,060	4,820	4,260	3,470	8,970	7,160	5,280
17 狛江市	0	3,410	0	1,277	830	5,100	0	5,930
18 東大和市	0	3,110	2,720	390	0	5,930	5,080	850
19 清瀬市	457	5,854	5,558	753	332	8,892	6,276	2,948
20 東久留米市	633	7,227	6,923	937	568	13,618	9,230	4,956
21 武蔵村山市	740	5,809	5,024	1,525	1,690	9,050	8,090	2,650
22 多摩市	0	13,920	13,920	0	0	18,930	18,930	0
23 稲城市	0	5,400	0	2,023	1,250	10,690	0	11,940
24 羽村市	0	6,000	5,115	885	0	8,990	7,565	1,425
25 西東京市	360	4,959	4,522	797	979	27,216	17,684	10,511
26 瑞穂町	0	3,450	3,120	330	0	6,430	5,710	720

備考

1. 収集量及び保管量については組織団体等の廃棄物計量計の数値に基づく「収集月報(年報)」等、処分量については廃棄物処理業者から提出される「処理処分証明書」等で照合しています。
2. 収集や処分、保管が適正に行われている場合には、上表において次のような関係式が成立します。

$$\begin{array}{ccccc} \text{平成22年} & + & \text{平成22年} & - & \text{平成22年} \\ \text{3月末} & & \text{4月～10月} & & \text{4月～10月} \\ \text{保管量} & & \text{収集量} & & \text{処分量} \\ & & & = & \\ & & & & \text{平成22年} \\ & & & & \text{10月末} \\ & & & & \text{保管量} \end{array}$$

3. 網掛けになっている組織団体は、上記の関係式が成立していません。

#### 4 全組織団体及び搬入団体におけるごみ処理の方法や内容の総点検

ごみの収集や処理、管理のあり方について、各組織団体及び搬入団体に対し、文書による調査を平成22年11月24日から12月8日にかけて行いました。具体的な調査内容は次のとおりであり、各組織団体及び搬入団体が点検及び検証を行いました。

##### ① ごみ処理の流れ

- ・ ごみ処理が分別区分ごとに「一般廃棄物処理計画」どおり行われているか否か。

##### ② ごみ処理の方法

- ・ 運用マニュアルや業務委託仕様書を再検討及び再検証した結果、管理のあり方は適正か否か。
- ・ ごみ処理が運用マニュアルや業務委託仕様書どおり行われているか否か。

①と②の点検及び検証結果は表3-5のとおりであり、ごみ処理の流れについては、狛江市、稻城市及び多摩川衛生組合を除き、分別区分ごとに収集・運搬、中間処理、最終処分等が「一般廃棄物処理計画」どおり行われていることを確認いたしました。

また、ごみ処理の方法については、狛江市、稻城市及び多摩川衛生組合を除き、運用マニュアルや業務委託仕様書による管理のあり方が、法令上の視点から適正であることを確認するとともに、これらに基づき、分別区分ごとに収集・運搬、中間処理、最終処分等が適正に行われていることを確認いたしました。

さらに、循環組合においても、組織団体及び搬入団体の運用マニュアルや業務委託仕様書を取り寄せ、その内容について確認を行いました。

表3－5 全組織団体及び搬入団体によるごみ処理の流れ及び方法の点検及び検証結果

## ○組織団体

組織団体名	①ごみ処理の流れ	②ごみ処理の方法	
	ごみ処理が分別区分ごとに「一般廃棄物処理計画」どおり行われているか？	運用マニュアルや業務委託仕様書を再検討及び再検証した結果、管理のあり方は適正か？	ごみ処理が運用マニュアルや業務委託仕様書どおり行われているか？
1 八王子市	行われている	適正である	行われている
2 立川市	行われている	適正である	行われている
3 武蔵野市	行われている	適正である	行われている
4 三鷹市	行われている	適正である	行われている
5 青梅市	行われている	適正である	行われている
6 府中市	行われている	適正である	行われている
7 昭島市	行われている	適正である	行われている
8 調布市	行われている	適正である	行われている
9 町田市	行われている	適正である	行われている
10 小金井市	行われている	適正である	行われている
11 小平市	行われている	適正である	行われている
12 日野市	行われている	適正である	行われている
13 東村山市	行われている	適正である	行われている
14 国分寺市	行われている	適正である	行われている
15 国立市	行われている	適正である	行われている
16 福生市	行われている	適正である	行われている
17 狛江市	一部行われていない	見直しが必要である	一部行われていない
18 東大和市	行われている	適正である	行われている
19 清瀬市	行われている	適正である	行われている
20 東久留米市	行われている	適正である	行われている
21 武蔵村山市	行われている	適正である	行われている
22 多摩市	行われている	適正である	行われている
23 稲城市	一部行われていない	見直しが必要である	一部行われていない
24 羽村市	行われている	適正である	行われている
25 西東京市	行われている	適正である	行われている
26 瑞穂町	行われている	適正である	行われている

## ○一部事務組合

搬入団体名	①ごみ処理の流れ	②ごみ処理の方法	
1 多摩ニュータウン環境組合	行われている	適正である	行われている
2 ふじみ衛生組合	行われている	適正である	行われている
3 西多摩衛生組合	行われている	適正である	行われている
4 多摩川衛生組合	一部行われていない	見直しが必要である	一部行われていない
5 小平・村山・大和衛生組合	行われている	適正である	行われている
6 柳泉園組合	行われている	適正である	行われている

## 5 多摩川衛生組合の現場確認

廃蛍光管不適正処理に関する多摩川衛生組合への立入調査は、指導・監督権限を有する東京都環境局が各種文書や現場の調査を実施し、運営管理体制や情報の共有化、職員の教育訓練などについて、必要な指導を行っています。

循環組合としては、多摩川衛生組合が有害ごみの保管方法を11月15日より変更したことを受け、その状況を確認するため、11月17日に現場確認を行いました。

現場調査の結果、廃蛍光管は保管箱に詰め、廃乾電池についてもドラム缶に詰めて、監視カメラが設置されている施錠された屋内で保管されており、保管管理の厳重化が図られていることを確認しました。



廃蛍光管保管箱



廃乾電池保管箱



保管室の様子



監視カメラの設置状況

## 第4 多摩川衛生組合からの報告とその検証

多摩川衛生組合から提出された「調査報告書【有害ごみ不適正処理】（以下、「調査報告書」という。）」について、その記載内容が循環組合の求めに応じて適正に対応しているかどうかを検証しました。

### 1 調査報告書の概要

多摩川衛生組合では、今回の廃蛍光管不適正処理に関する調査結果をとりまとめて調査報告書の作成を行い、平成22年12月13日に循環組合に対して報告がありました。その概要は次のとおりです。

#### （1）廃蛍光管不適正処理の現状 一組合職員及び運転委託職員の聞き取りからー

##### ① 不適正処理に至った経緯とその背景

- ・ 平成22年9月1日午後2時50分ごろ組合職員が管理棟3階から有害ごみ保管場において、パッカー車（ごみ収集用車両 別名：プレスパッカー車 運転委託所有の2トン車）の後部に廃蛍光管を積み込んでいるところを目撃。
- ・ パッカー車を使って廃蛍光管を破碎し、その後粗大ごみ受入れホッパーに投入されたと推測。
- ・ 処理作業をした作業員は現場班長からの指示と発言し、現場班長は組合の職員からの指示と発言。指示を出したと思われる組合の担当者は、パッカー車での処理は知っていたが、自分から作業指示は発していないと発言。
- ・ 平成22年3月から9月までは蛍光管破碎機が壊れ、使用できなかったことから、5月まではドラム缶内で手作業による破碎処理を実施。6月からはパッカー車による破碎処理を実施。
- ・ 蛍光管破碎機の故障については、組合への的確な報告がされず、長期間放置。
- ・ 不適切な処理が過去にも実施されていたかどうか、その処理量とともに不明。
- ・ 平成22年9月1日以降、廃蛍光管破碎機の修理完了までの間は、廃蛍光管を保管し、11月に専門処理業者に搬出。

##### ② 適正処理を欠く廃蛍光管の数量

- ・ 平成22年度の4月から11月までの2市からの廃蛍光管搬入量は9.47トンで

11月と12月に3.96トンを専門処理業者に搬出。

- 不適正に処理されたと思われる廃蛍光管の量は、差引き5.51トンと推測。

③ 環境測定値と周辺への影響

- 廃蛍光管の不適正処理がなされたと思われる平成22年6月から8月までの水銀濃度測定は、6月に1号及び2号焼却炉、8月に3号焼却炉及び1号灰溶融炉において行ったが、不検出あるいは通常値。
- 鉛についての測定結果は、全ての測定日において不検出。
- また、作業環境測定結果についても、全ての測定項目において不検出。

(2) 不適正処理に至った原因と問題点

- 今回のパッカー車での処理については、組合組織としての指示ではなく作業が行われ、このような事態を招いた。
- その背景、原因是、蛍光管破碎機の故障に際し、現場に修理の指示を出したが、修理に長期間（修理完了は平成22年9月13日）を費やしたこと、また、その間の処理で保管用のドラム缶が不足していたと考えられ、このような不適正な処理が行われた。
- 組合職員及び運転委託職員とともに、有害物質を取り扱っているという意識が低く、認識も希薄なところが見受けられる。

(3) 東京都による総点検の実施

東京都環境局による総点検が次のとおり行われた。

① 日 時

平成22年11月19日及び22日、12月2日

② 実施部署

廃棄物対策部一般廃棄物対策課 5名

③ 調査内容

ア ごみ焼却処理施設、灰溶融処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設の維持管理状況の調査

イ 清掃工場運転管理委託の特記仕様書及び各作業要領書等の調査

#### ④ 改善の内容

3日間にわたり、延べ12名の東京都職員が書類と現場の調査を行い、発生に至った直接原因、間接原因の指摘、再発防止策の実施体制、再発防止項目の指導を受けた。改善の内容は次のとおりである。

- ア 組合職員の業務区分と責任ある管理体制の構築
- イ 情報の伝達方法の整備（文書化、決裁範囲、連絡体制、責任の明確化）
- ウ 委託内容の整理（特記仕様書、作業要領書の見直し、実態に合わせた計画量の策定）
- エ 作業手順の共有化（作業方法と安全管理に関する受託業者との合同提案会議の開催）
- オ 安全教育・環境教育等の研修プログラムの作成と技術の承継

#### （4）再発防止対策

##### ① 廃蛍光管の不適正処理

- ア 有害ごみの処理の流れの見直し

根本的な再発防止対策として、稻城市は平成22年11月15日、狛江市は11月17日以降、有害ごみ（廃蛍光管、廃乾電池）を多摩川衛生組合に搬入せず、それぞれ独自の処理ルートを確立した。なお、これまで保管していた有害ごみは全て、平成22年11月19日及び12月1日に専門の処理業者へ搬出した。

- イ 意思決定過程の見直し

新規案件や変更を伴う重要案件は全て、副管理者の合議を経てから管理者決裁を行うこととした。また、従来の兼任書記制度を改め、構成4市の協議会とし、清掃担当部課長は市の代表者として、その独立性を高めることとした。

- ウ ニッ塚処分場に係る取り組み

- ・ 処分場視察研修の実施、構成市の市民に対する広報活動の強化
- ・ 燃却灰の品質管理の強化及び搬出に関する監視強化

- エ 改善計画の策定及び実施

東京都環境局による指導を踏まえ、改善計画の具体化を図り、次のとおり着実に実施していく。

- ・ 運営管理体制の強化

- ・ 運転委託業者への指示の徹底等
  - ・ 情報公開等の充実
  - ・ 組合職員の意識改革と環境安全教育の徹底
- オ 組織の改革及び改善
- ・ 議会への報告事項等の明確化
  - ・ 構成市からの職員派遣や人事交流の実施に向けた検討
  - ・ 組合の業務運営に関する外部監査の実施及び市民との情報交換・交流の場の設定に向けた検討
- カ 自主規制値（水銀濃度）の設定
- 排ガス中の水銀濃度について、自主規制値及び測定頻度等を新たに定める維持管理計画を策定し、同計画に従い施設管理を行う。
- ② その他の搬入物
- ア 受入れ品目や焼却品目の明確化及び搬入方法や確認方法のマニュアル化
  - イ 有害ごみの混入防止に向けた検討
  - ウ 不適物の搬入防止を目的とした監視カメラの設置
  - エ 搬入市による不適物の引取り及び搬入市の費用負担による不適物の処理

## 2 調査報告書の検証

循環組合は、11月17日に多摩川衛生組合に提出した抗議・要求文の中で、不適正処理に関する報告、業務手順の総点検、運営管理体制の見直し等について対処するよう求めました。また、「多摩川衛生組合における有害ごみ（廃乾電池・廃蛍光管）焼却試験に関する報告書」の中で、多摩川衛生組合に対して、適正な事業運営に向けた取組の推進、構成市によるチェック体制の強化、職場研修の強化等に関する再発防止策の策定を求めております。これらの事項が、調査報告書に示された廃蛍光管不適正処理の現状及びその原因と問題点、東京都による総点検、再発防止策等と適正に対応しているかどうかを検証しました。

### （1）廃蛍光管不適正処理に関する報告事項の検証

#### ① 廃蛍光管不適正処理の現状及びその原因と問題点

廃蛍光管の不適正処理が行われた期間と量については、ほぼ明らかにされまし

た。この行為に関する意思決定がどのように行われていたかについては、明確にされませんでしたが、不適正処理の原因と問題点については、蛍光管破碎機の故障や職員の意識の問題であること等が示されました。

### ② 東京都による総点検

東京都環境局が多摩川衛生組合の業務全般について総点検を実施し、その結果、改善の必要な事項が示されました。

### ③ 再発防止策

東京都環境局による総点検の結果及び循環組合が求めた内容を踏まえ、構成市との連携強化、事務分担の見直しと責任体制の明確化、運転委託業者への指示の徹底、職員の意識改革と環境安全教育の徹底、二ツ塚処分場の視察と研修などの再発防止策が策定されております。また、直ちに実施できる対策についてはすでに実施済です。

## （2）循環組合の評価

調査報告書の内容は、今回の処理に関する意思決定過程の不透明性や関係者からの聞き取り調査の発言が食い違っているなど、その実態を完全に解明するには至っておりません。しかし、廃蛍光管を不適正処理した根底にある原因や問題点を見据えて多岐にわたる再発防止策を策定して迅速に対応する旨が記載されており、その再発防止策の内容も概ね妥当と考えます。

今後は、多摩川衛生組合が掲げた再発防止策を迅速、かつ、着実に実施し、失った社会的信頼の回復に向けて真摯に取組んでいくことを求めるとともに、循環組合としても東京都環境局と連携して監視・指導していきます。

## 第5 再発防止策

多摩川衛生組合が昨年度実施した有害ごみの焼却試験は、その行為自体に問題はあります、組織の意思として実施されたものでした。一方、廃蛍光管の不適正処理は、組織の意思が明確でないまま運転管理委託の通常業務の中で行われたものであり、多摩川衛生組合の職員及びその運転委託職員のごみ処理に関する意識の低下は、危機的状況にあると危惧されます。循環組合はこのことを重く受け止め、このような意識の低下が他の組織団体等へ伝播することを防止するため、また、再発防止に向けた取組みの実効性を高めるべく、「多摩川衛生組合における有害ごみ（廃乾電池・廃蛍光管）焼却試験に関する報告書」に掲げた再発防止策の強化を図ることとしました。

循環組合は、多摩川衛生組合による有害ごみの焼却試験と不適正処理によって損なわれた日の出町、日の出町議会及び地元自治会の方々との信頼関係の回復に向け、多摩川衛生組合をはじめとする全組織団体等と一丸となって、再発防止に誠心誠意取組んでまいります。

### 1 多摩川衛生組合に対する取組

東京都環境局と連携して、多摩川衛生組合が策定した再発防止策が着実に実施され、また、改善の効果が得られるよう、監視・指導を強化します。

#### （1）定期的な状況報告の徴収

多摩川衛生組合に対して再発防止策の実施状況を定期的に報告することを求め、東京都環境局と連携して改善の効果検証と必要に応じた指導を行います。

#### （2）立入調査等の実施

多摩川衛生組合に求める再発防止策の実施状況報告に基づき、改善効果を検証するため、定期的に立入調査を実施します。また、焼却灰の品質については、定期的な調査のほか、抜き打ち調査を実施することにより、改善効果の維持・向上を図ります。

## 2 全組織団体及び搬入団体に対する取組

全ての組織団体及び搬入団体に対して搬入不適廃棄物の搬入防止やごみの収集・処理に関するチェックの仕組みつくりを求めるなど、ごみ処理に関する監視を強化して、適正なごみ処理の実施を図ります。また、組織団体及び搬入団体の職員が、多摩地域 25 市 1 町の一般廃棄物の最終処分場が日の出町に設置されていることの認識を深め、多摩地域におけるごみ処理の経緯に関する認識等を風化させないよう、啓発活動の充実を図ります。

### (1) ごみの処理に関する監視強化

#### ① 廃棄物搬入時チェックの強化

日々の運転状況をより適正に把握するため、各搬入団体に対し業務日報等の記載事項の統一を図り、運転状況を明確化した上で、搬入団体がそれらの資料を活用して廃棄物搬出時のチェックを行います。

循環組合は、各搬入団体が確実に廃棄物搬出時チェックを行っているかについて、連絡票を搬入時に提出させることにより確認します。

更に、循環組合が行う立入調査の際にも、連絡票と業務日報等との突合を図りながら確認します。

#### ② ごみの収集と処理に関するチェックの仕組みづくり

それぞれの組織団体ごとに清掃事業に対する取組や住民の状況が異なることから、地域の実態を良く把握している各組織団体に対し、ごみの収集から処分までを適正に管理できる仕組みやチェック方法の構築を求めます。

また、中間処理施設を一部事務組合で運営している組織団体については、一部事務組合を構成している全ての市町において、ごみを所管する部署が処理の状況を把握することにより、ごみを排出している市町としてのチェック機能強化を図るよう求めます。

循環組合は、組織団体から状況の聞き取りや担当者を集めた会議の開催などにより、仕組みやチェック方法の内容を調整し、組織団体ごとのばらつきを解消し、レベルアップを図っていきます。

#### ③ 定期的な立入調査の実施

搬入団体がごみの処理を適正に行っているかを確認するため、定期的な立入調

査を実施します。

各搬入団体には、日々の運転状況を把握できるよう整理した業務日報等の記録の整理及び保管を徹底するよう求め、循環組合の定期的な立入調査の際、その内容が照会できるようにします。

また、循環組合が実施する立入調査に当たっては、調査のポイントや具体的な手法などのノウハウの伝授などについて東京都環境局に協力を求め、調査の実効性を高めます。

#### ④ エコセメント化施設への搬入物の受入基準の作成

基準の実施について、搬入団体に対して説明を行い、今後も「東京たまエコセメント化施設搬入団体連絡会」において、担当者に対して基準の周知を図っていきます。

#### ⑤ 搬入不適廃棄物を搬入した場合の取扱い

搬入物の受け入れ基準等に違反した者に対しては、その程度に応じて段階的に報告書の提出、理事等への報告、事実の公表、一定期間の搬入停止を行うとともに、再発防止策の提出を求めます。

ただし、故意（意識的な行為）や重大な過失に関する事実が判明した場合は、直ちに一定期間の搬入停止を行います。

### （2）啓発活動の充実

- ① 各組織団体に対し、各団体の広報活動の一環として、市民への分別収集の徹底を繰り返し周知するよう強く働きかけていきます。
- ② 最終処分場が日の出町に設置されていることの認識を深め、多摩地域におけるごみ処理の経緯に関する認識等を風化させないため、組織団体及び搬入団体に対し、団体職員や委託職員の処分場への見学会実施や研修強化などを求めていきます。

## 3 循環組合自身の取組

安全で適切な事業運営を図るとともに、管理運営状況を日の出町及び日の出町議会に対して報告を行うなど、日の出町、日の出町議会及び地元自治会との信頼回復に向け、誠心誠意事業運営に取組んでまいります。

#### (1) 搬入廃棄物の状態が変化すると考えられる場合の対応

二ツ塚処分場に搬入される廃棄物について、一時的な運転方法の変更も含め、廃棄物の状態が変化すると考えられる場合については、事前に循環組合と当該搬入団体で内容の確認を行うこととしております。この事前確認に基づいて、実際に運転方法の変更等が行われた廃棄物が二ツ塚処分場に搬入された場合には、変更の内容に合わせ、必要に応じて、下水道への放流水やエコセメント化施設排ガス等に関する臨時の調査を実施し、処分場の周辺環境に影響を及ぼしていないことを確認します。

#### (2) 啓発活動の充実

- ① 組織団体及び搬入団体の新規職員を主な対象として、新年度のできるだけ早い時期に、処分場での見学会を実施していきます。その中で、多摩地域におけるこれまでのごみ処理の経緯や環境調査など地元との信頼関係に基づく取り組みの紹介等を行います。
- ② 多摩地域における処分場設置の経緯や、地元住民による対策委員会の設置、環境調査の実施など具体的な公害防止協定遵守の仕組みなどを記載した研修資料を作成し、組織団体及び搬入団体で活用できるようにしていきます。

#### (3) 新たな運営監視体制に関する検討

処分場のより一層の安全性の確保に向け、より地域に開かれた運営監視のあり方について、既存の委員会の事例や監視体制の現状も踏まえつつ、対策委員会や日の出町とも協議し、今後検討を行っていきます。

#### (4) 循環組合の管理運営状況の報告

埋立進捗状況、エコセメント化施設の稼働状況など循環組合の維持管理の状況や、搬入団体への立入調査の結果などについて、日の出町及び日の出町議会に対して定期的に報告することとします。

#### (5) 処分場視察に対する対応

議会又は常任委員会からの処分場視察の要請に対しては、係争中の訴訟に係る原

告を除き、対応することとします。

#### (6) 情報公開制度に関する方向づけ

情報公開制度について、すべての訴訟が結審した後に、方向づけすることとします。なお、環境調査に関するデータに関しては、従来から定期的に公開しているところですが、今後もこれらのデータについて、積極的に公表してまいります。

#### (7) 循環組合議会傍聴に関する対応

循環組合議会における日の出町の方々の傍聴について、日の出町議会から強く要請頂いている旨、循環組合議会へお伝えし、検討をお願いすることとします。

## 二ツ塚処分場公害防止協定調査結果(エコセメント化施設 下水道への放流水)

区分	項目	単位	基準値※	平成22年度							
				4/14	5/21	6/4	7/21	8/6	9/3	10/15	11/19
生活環境の保全に関する項目	水素イオン濃度(pH)	—	5.7～8.7	7.3	7.1	7.2	7.3	7.4	7.3	7.3	7.2
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	300	2.0	5.7	3.3	13	8.7	11	9.6	4.9
	溶存酸素量(DO)	mg/l		3.6	3.4	3.6	3.4	4.2	4.0	3.9	5.4
	化学的酸素要求量(COD)	mg/l		4.3	8.5	8.0	12	16	18	16	12
	浮遊物質量(SS)	mg/l	300	3	5	2	ND	ND	3	ND	1
	大腸菌群数	MPN/100ml		2,400	1,300	70	79	490	1,300	490	110
一般項目	温度	度	40	33.2	35.0	32.3	37.5	37.5	36.0	34.1	27.9
	透視度	度		>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30
	色度	度		4	5	6	4	8	9	8	8
	臭気	—		無臭							
	蒸発残留物	mg/l		140,000	130,000	140,000	150,000	110,000	110,000	140,000	140,000
	全窒素	mg/l	120	48.8	51.7	62.3	39.8	45.2	48.8	82.2	90.8
	オルトリン酸	mg/l		0.67	2.18	3.26	0.82	0.12	0.38	0.83	0.77
	全りん	mg/l	16	0.30	0.86	1.11	0.56	0.12	0.34	0.35	0.44
	亜鉛	mg/l	2	ND	ND	0.04	ND	0.03	ND	ND	ND
	銅	mg/l	3	0.05	ND	ND	0.01	ND	ND	ND	ND
	溶解性鉄	mg/l	10	ND							
	溶解性マンガン	mg/l	10	ND							
	フェノール類	mg/l	5	ND							
	全クロム	mg/l	2	ND							
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	mg/l	5	ND							
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油)	mg/l	30	ND							
	よう素消費量	mg/l	220	ND							
	塩化物イオン	mg/l		58,700	52,500	51,900	57,000	40,200	45,000	55,000	51,500
	電気伝導率	μS/cm		152,000	147,000	143,000	149,000	124,000	130,000	146,000	142,000
人の健康の保護に関する項目	カドミウム	mg/l	0.1	ND	ND	0.02	ND	ND	ND	ND	ND
	全シアン	mg/l	1	ND							
	有機りん	mg/l	1	ND							
	鉛	mg/l	0.1	ND							
	六価クロム	mg/l	0.5	ND							
	ひ素	mg/l	0.1	ND							
	総水銀	mg/l	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0026	ND
	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	ND							
	ボリ塩化ビフェニル	mg/l	0.003	ND							
	ジクロロメタン	mg/l	0.2	—	ND	—	—	ND	—	—	ND
	四塩化炭素	mg/l	0.02	—	ND	—	—	ND	—	—	ND
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04	—	ND	—	—	ND	—	—	ND
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.2	—	ND	—	—	ND	—	—	ND
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4	—	ND	—	—	ND	—	—	ND
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3	—	ND	—	—	ND	—	—	ND
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06	—	ND	—	—	ND	—	—	ND
	トリクロロエチレン	mg/l	0.3	—	ND	—	—	ND	—	—	ND
	テトラクロロエチレン	mg/l	0.1	—	ND	—	—	ND	—	—	ND
	1,3-ジクロロプロパン	mg/l	0.02	—	ND	—	—	ND	—	—	ND
	チウラム	mg/l	0.06	—	ND	—	—	ND	—	—	ND
	シマジン	mg/l	0.03	—	ND	—	—	ND	—	—	ND
	チオベンカルブ	mg/l	0.2	—	ND	—	—	ND	—	—	ND
	ベンゼン	mg/l	0.1	—	ND	—	—	ND	—	—	ND
	セレン	mg/l	0.1	—	0.02	—	—	0.01	—	—	0.01
	硝酸性窒素	mg/l		—	0.11	—	—	1.74	—	—	1.22
	亜硝酸性窒素	mg/l		—	ND	—	—	2.06	—	—	3.45
	ふつ素	mg/l	8	—	0.08	—	—	0.09	—	—	0.14
	ほう素	mg/l	10	—	0.2	—	—	ND	—	—	0.2
	フタル酸ジ-2-エチルヘキシン	mg/l		—	ND	—	—	ND	—	—	ND

注1) 適用基準 「下水道法施行令(昭和34年政令第147号)」「第9の4 第1号から第32号まで掲げる物質」及び「日の出町下水道条例(平成2年条例第12号)」第13条及び第13条の2に掲げる物質を適用

注2) 11月の測定値は、速報値である。

## 二ツ塚処分場公害防止協定調査結果(エコセメント化施設 焼成炉排ガス)

項目	単位	自己規制値	法規制基準	平成22年度				
				4/23	5/21	6/11	8/20	10/29
窒素酸化物	ppm	50	250	24	—	13	18	17
硫黄酸化物	ppm	10	2158(1209)	ND	—	ND	ND	ND
塩化水素	ppm	10	430	ND	—	4	ND	ND
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.01	0.04	0.006	—	0.006	0.003	ND
水銀	mg/m <sup>3</sup> N	0.05	—	ND	—	ND	ND	ND
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.05	0.1	—	0.00000021	—	0.0021	—

※ 自己規制値、法規制基準及び測定結果は、酸素濃度12%に換算した値である。ただし、硫黄酸化物の法規制基準は、自己規制値との比較のために排ガス中の酸素濃度が設計値と同じだと仮定して酸素濃度12%に換算した値であり、( )内の酸素換算をしない法規制基準から算出した。

定量下限値は、酸素濃度換算を行っていない値である。

測定結果のうち、NDとは酸素濃度換算を行う前の値が定量下限未満であるものをいう。

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年12月27日総理府令第67号）」に基づき、定量下限以上の数値はそのままの値を用い、定量下限未満の数値を「0」として算出した。毒性等価係数(TEF)は、WHO-TEF(2006)を用いた。

## 二ツ塚処分場公害防止協定調査結果(エコセメント化施設 乾燥機等排ガス)

項目	単位	自己規制値	法規制基準	平成22年度				
				4/23	5/21	6/11	8/20	10/29
窒素酸化物	ppm	50	414	25	—	13	19	13
硫黄酸化物	ppm	10	9635 (4229)	ND	—	ND	ND	ND
塩化水素	ppm	10	—	ND	—	ND	ND	ND
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.01	0.35(0.20)	0.003	—	0.005	ND	0.005
水銀	mg/m <sup>3</sup> N	0.05	—	ND	—	ND	ND	ND
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.05	—	—	0.00000030	—	0.0000011	—

※ 自己規制値、法規制基準及び測定結果は、酸素濃度12%に換算した値である。ただし、硫黄酸化物とばいじんの法規制基準は、自己規制値との比較のために排ガス中の酸素濃度が設計値と同じだと仮定して酸素濃度12%に換算した値であり、( )内の酸素換算をしない法規制基準から算出した。

定量下限値は、酸素濃度換算を行っていない値である。

測定結果のうち、NDとは酸素濃度換算を行う前の値が定量下限未満であるものをいう。

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年12月27日総理府令第67号）」に基づき、定量下限以上の数値はそのままの値を用い、定量下限未満の数値を「0」として算出した。毒性等価係数(TEF)は、WHO-TEF(2006)を用いた。

# 調査報告書

【有害ごみ不適正処理】

平成 22 年 12 月 13 日

多摩川衛生組合

## 目 次

1	はじめに	1
2	有害ごみの不適正処理発覚からの経過	1
3	有害ごみ（廃蛍光管）不適正処理の現状	2
4	不適正処理に至った原因と問題点	4
5	指定処理困難物等の搬入	4
6	東京都による総点検の実施	5
7	再発防止対策	5
8	むすび	10

## 有害ごみ不適正処理調査報告書

平成22年12月13日

多摩川衛生組合

### 1 はじめに

多摩川衛生組合に搬入される有害ごみは、狛江市及び稻城市の廃蛍光管、廃乾電池等であり一時保管後、専門の処理業者に運搬と最終処理を委託している。

先の「有害ごみ焼却試験」の調査を進めていく中で廃蛍光管の処理に適正を欠く処理が確認されたことから、その事実関係、実態の把握、原因の究明、再発防止策の構築が必要となった。

また、本組合の飛灰固化物（焼却飛灰）は日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場内のエコセメント化施設に搬出しているが、このような事態から平成22年11月9日より搬出を停止している。

本組合のたび重なる不祥事で、日の出町当局をはじめ町議会、町民のみなさま、そして日の出町の処分場に搬入をしている三多摩地区の25市1町の方々にも多大なご心配、ご迷惑をお掛けし、多方面にわたり信頼と信用の失墜を招いた。

失った信頼と信用を回復させるため、構成4市の副市長相当職による「多摩川衛生組合有害ごみ不適正処理調査委員会」に調査を依頼し、清掃工場全体を再把握する視点より、確実な情報の収集、事態の重大性をしっかりと認識させることまた、清掃行政を第一線で担う者としての基本的姿勢等を再確認すること等から、本組合職員及び運転委託職員全員から個々で聞き取り調査を行った。

清掃行政に携わる職員として、環境に対する認識を共有し、相互に牽制機能を働かせ、組合職員と運転委託職員が基本に忠実な事業運営を綿密な連絡連携体制のもとに執行し、再発防止策の確実な履行のもと、日の出町のみなさまをはじめ、関係各機関に対して早期に確固たる信頼を構築しなければならない。

不適正なごみ処理の実態、再発防止策等についての同調査委員会の調査検討結果をもとに、以下のとおり報告書としてまとめた。

### 2. 有害ごみの不適正処理発覚からの経過

〈平成22年9月1日〉

運転委託作業員が廃蛍光管をパッカー車（ごみ収集用車両 別名：プレスパッカー車 運転委託所有の2トン車）に積み込んでいるところを組合職員が管理棟3階から窓越しに目撃する。

運転委託業者に事実関係の調査を依頼し、当日午後5時すぎに第一報が組

合に入り、内容は次のとおりである。

- ・廃蛍光管破碎機が故障していることから、班長の指示でパッカー車での作業を実施した。
- ・その作業は平成 22 年 6 月ごろから行っている。3 月から 5 月まではドラム缶で潰していた。
- ・有害ごみの保管場所には、平成 22 年 6 月からの保管用ドラム缶がない。
- ・指示した班長が休暇のため詳細の把握が困難。

〈平成 22 年 9 月 2 日〉

前日休暇の班長の事情聴取実施後、報告書の提出。

〈平成 22 年 9 月 6 日〉

報告書の概要報告（9 月 1 日、2 日の事情聴取結果）より、ドラム缶については、3 月末と 6 月 1 日に受け渡し済みで不足した事実はない。

—このような作業は、例え組合担当者からの指示であってもできるものではない旨、組合から直に運転委託事業所長へ指示—

〈平成 22 年 10 月 18 日〉

平成 22 年 6 月～8 月のごみ処理実績を調査中に不明な処理量の存在を確認。

〈平成 22 年 10 月 20 日〉

有害ごみの計量方法、搬入・保管方法の見直しを行い、平成 22 年 11 月 1 日より実施。

〈平成 22 年 11 月 4 日〉

管理者に「有害ごみ不適正処理」の疑いについて報告。

〈平成 22 年 11 月 5 日〉

正副管理者会議に「有害ごみ不適正処理」について報告。

〈平成 22 年 11 月 8 日〉

- ・「有害ごみ不適正処理調査委員会」を設置。

（構成 4 市の副市長相当職により組織）

- ・東京たま広域資源循環組合に「有害ごみ不適正処理」について報告。

〈平成 22 年 11 月 9 日〉

日の出町の二ツ塚廃棄物広域処分場内エコセメント化施設へ飛灰固化物の搬出を停止。

〈平成 22 年 11 月 16 日から〉

多摩川衛生組合職員 24 名、運転委託職員 73 名全員の聞き取り調査の実施。

### 3 有害ごみ（廃蛍光管）不適正処理の現状

—組合職員及び運転委託職員の聞き取りから—

#### (1) 従来の計量と処理方法

多摩川衛生組合には、狛江市及び稻城市からの廃蛍光管、廃乾電池等の有害ごみが搬入される。

稻城市は毎水曜日に専用車両で搬入され計量後一時保管、狛江市の搬入は週4日で専用車両での搬入でないことから、1回毎の計量が少量のため困難なことから両市分を組合からの搬出時（年2回）に計量し、全体量から稻城市分を差引き、残りを狛江市分として処理業者に最終処理を依頼する。

## (2) 不適正処理の現場目撃

平成22年9月1日午後2時50分ごろ組合職員が管理棟3階から有害ごみ保管場において、パッカ一車の後部に廃蛍光管を積み込んでいるところを目撃する。

## (3) 不適正処理に至った経緯とその背景

組合職員及び運転委託職員からの聞き取りから、大筋では次のとおりである。

パッカ一車を使って廃蛍光管を破碎し、その後粗大ごみ受入れホッパーに投入されたと推測する。

このような作業指示は誰が出したのかであるが、処理作業をした作業員は現場班長からのものと発言し、現場班長は組合の職員からの指示と発言している。指示を出したと思われる組合の担当者に聞くと、パッカ一車での処理は知っていたが、自分から作業指示は発していないと発言。

これらの背景には、平成22年3月から9月まで蛍光管破碎機が壊れ、使用できることから5月まではドラム缶内で手作業処理を行っていたが、作業効率と環境面で問題があり、6月からはパッカ一車を利用しての処理となった。また、保管用のドラム缶が不足していたこともその原因の1つであるとの発言もあるが、購入時期から確保されていたと思われる。

なお、蛍光管破碎機の故障について、組合への適確な報告がされず長期間放置された。

不適正な処理が過去にも実施されていたかどうか、また、その処理量もともに判明しなかった。

なお、平成22年9月1日以降廃蛍光管破碎機の修理完了までの間は、廃蛍光管は保管にとどめ、11月に専門処理業者に搬出した。

## (4) 適正処理を欠く廃蛍光管の数量

平成22年9月1日時点で確認した際には、6月から8月分の保管用ドラム缶が存在しなかった。

平成 22 年度の 4 月から 11 月までの 2 市からの廃蛍光管搬入量は 9.47 トンで、11 月と 12 月に 3.96 トンを専門処理業者に搬出した。よって、不適正に処理されたと思われる廃蛍光管の量は、差引き 5.51 トンと推測する。

#### (5) 環境測定値と周辺への影響

有害物質の測定は年間 2 回行い、測定項目は主に重金属である。

廃蛍光管の不適正処理がなされたと思われる平成 22 年 6 月から 8 月までの水銀濃度測定は、6 月 10 日に 1 号焼却炉、6 月 11 日に 2 号焼却炉を実施したが、それぞれ不検出であった。また、8 月 10 日に 3 号焼却炉の水銀濃度測定は  $0.022\text{mg}/\text{N m}^3$  で通常値であり、8 月 11 日に同じく 1 号灰溶融炉を測定したが、不検出であった。

鉛についての測定結果は、すべての測定日において不検出であった。

また、作業環境測定結果についても、全ての測定項目において不検出であった。

### 4 不適正処理に至った原因と問題点

清掃工場の運転に際し、機器類の故障・異常、機材の不足等については随時運転委託側から報告があり組合は内容を調査の上、必要に応じて迅速な対処が原則である。また、作業等の指示命令は常に統一的、画一的なものでなくてはならない。

しかし、今回のパッカー車での処理については、組合組織としての指示ではなく作業が行われ、このような事態を招いた。

その背景、原因是、蛍光管破碎機の故障に際し、現場に修理の指示を出したが、修理に長期間（修理完了は 22 年 9 月 13 日）を費やしたこと、また、その間の処理で保管用のドラム缶が不足していたと考えられ、このような不適正な処理が行われた。

組合職員及び運転委託職員ともに、有害物質を取り扱っているという意識が低く、認識も希薄なところが見受けられた。

### 5 指定処理困難物等の搬入

家電リサイクル法対象品、タイヤ、コンクリートの破片、家庭用医療廃棄物が粗大ごみ等に混入されてくる場合がある。これらについては、搬入市や搬入した業者に引取り要請を行っている。

塗料についても搬入があったが、その大半は搬入した者の費用負担で処理され 1 缶から 4 缶程度は平成 21 年 12 月 3 日に焼却処理された。

## 6 東京都による総点検の実施

- ◇ 日 時：平成 22 年 11 月 19・22 日、12 月 2 日
- ◇ 実施部署：東京都環境局廃棄物対策課一般廃棄物対策課 5 名
- ◇ 調査内容：
  - ①ごみ焼却処理施設、灰溶融処理施設、粗大・不燃ごみ処理施設の維持管理の調査
  - ②清掃工場運転管理委託の特記仕様書及び各作業要領書等の調査

3 日間にわたり延べ 12 名の東京都職員による書類と現場の調査を実施していただき、発生に至った直接原因、間接原因の指摘、再発防止策の実施体制、再発防止項目の指導を受けた。

改善の指摘は次のとおりである。

- ①組合職員の業務区分と責任ある管理体制の構築
- ②情報の伝達方法の整備（文書化、決裁範囲、連絡体制、責任の明確化）
- ③委託内容の整理（特記仕様書、作業要領書の見直し、実態に合わせた計画量の策定）
- ④作業手順の共有化（作業方法と安全管理に関する受託業者との合同提案会議の開催）
- ⑤安全教育・環境教育等の研修プログラムの作成と技術の承継

## 7 再発防止対策

### (1) 廃蛍光管の不適正処理

#### 1. これまでに講じた再発防止対策

- ① 根本的な再発防止対策として、稻城市は平成 22 年 11 月 15 日、狛江市は 11 月 17 日以降、有害ごみ（廃蛍光管、廃乾電池等）を多摩川衛生組合へ搬入をせず、それぞれ独自の処理ルートを確立した。  
なお、これまで多摩川衛生組合で一時保管していた有害ごみは、平成 22 年 11 月 19 日と 12 月 1 日に全量を専門の処理業者へ搬出を完了した。

- ② 多摩川衛生組合の意思決定過程の反省点として、新規案件や変更を伴う重要案件はすべて副管理者の合議を経てから管理者決裁とする。また、従来の兼任書記制度を改め、構成 4 市の協議会とし、清掃担当部課長は市の代表者として、その独立性を高めることとした。

#### 2. 今後実施する再発防止対策

- ① 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場について  
ア. 二ツ塚廃棄物広域処分場は、日の出町のみなさまの深いご理解とご

配慮により成り立っている。そのことが風化してきていることを反省し、その歴史を再認識するために最終処分場の観察と研修を組合職員全員が行い、認識をあらたにする。

また、ごみを出す側の構成4市の市民に向けても、各市の広報誌、ホームページ等を利用しその歴史的な経緯の周知を図る。

イ. 処分場に搬入させていただいている飛灰固化物については、東京たま広域資源循環組合の指導のもと、品質管理の強化及び搬出に関する監視強化を図る。

## ② 東京都環境局の指導から

東京都環境局の現場立ち入りによる業務の総点検のうえ、改善計画の指導を受けた。その中で、運営管理体制の強化や受託事業者への指示徹底、情報公開等の充実、職員の意識改革と環境安全教育の徹底等の項目が挙げられており、改善計画の具体化を図り業務の改善を実施する。

改善計画としては、次のとおり着実に実施して行く。

なお、改善計画推進会議を組合内部に設置し、改善策の進行管理を行いながら実施状況をとりまとめ、平成23年3月末を目途に公表する。

### 運営管理体制の強化

#### 1. 構成市との連携強化等

ア. 多摩川衛生組合の意思決定過程の反省点として、新規案件や変更を伴う重要案件はすべて副管理者の合議を経てから管理者決裁とする

イ. 従来の兼任書記制度を改め、構成4市の協議会とし、清掃担当部課長は市の代表者として、その独立性を高めることとした。

ウ. 組合議会によるチェック機能の充実を図るため、議会への報告事項等を明確化するなどの整備を行う。

エ. 組合運営について、意思疎通の強化、情報の共有化、チェック機能の強化の面から、構成市からの職員派遣や人事交流について検討する。

オ. 組合の業務運営について外部による監査及び市民との情報交換・交流の場の設定について検討を行う。

#### 2. 事務分担の見直しと責任体制の明確化

ア. 構成4市のごみ処理施設及び2市が係わる粗大・不燃ごみ処理施設、し尿処理施設に各担当者を置き、それぞれの管理責任を明確化

する。

組合の各責任者は、個々の点検表や故障報告書等を確実にチェックし、責任ある管理体制となるよう努める。

イ. 作業担当者に必要事項についての報告や連絡が日報や月報等の書面によって確認でき、確実に伝わるように様式等の見直しを行う。

重要情報等は日報に反映させる。これにより、組合職員と運転委託業者の日々の意思疎通の改善を図る。

### 3. 重要情報の集約化

ア. 技術管理者へ重要な情報が集約できるような工夫を行う。例えば、運転日報に重要な情報が集約できるよう改定する。

イ. 技術管理者の施設の維持管理等における管理監督業務に関する過度の負担は軽減化を図る。

ウ. 組合の経営や安全管理等に関する情報については、管理者、副管理者、事務局長に迅速かつ確実に伝達できる手順に再構築し、この手順について、組合内に周知徹底を図る。

### 4. 運転委託業者との情報伝達

ア. 施設の状態把握を、組合職員及び運転委託職員全員に周知するとともに運転操業における連絡不備の防止に努める。

イ. 定例会議では軽易な案件についても協議や報告を行い、施設の予防保全を図る。運転委託業者が作業内容についての改善を提案できる体制とする。また、併せて運転委託の班長以下の運転員へも情報が伝わる連絡体制を確立する。

## 運転委託業者への指示の徹底等

### 1. 特記仕様書や作業要領書の総点検

ア. 定められた作業が適切にかつ無理なく遂行されているか、また、その作業をどのような体制で、何に注意して行っているか、必要な器具、消耗品は十分補われているか等を点検確認する。今後も定期的に総点検を実施する。

イ. 当組合への受け入れ品目や焼却品目を明確にし、安全かつ適正な処理を行うため搬入方法や確認方法についてマニュアル化する。

### 2. 情報伝達方法の確立

ア. 今回の不適正処理作業では、組合職員や運転委託者の実務担当者

への情報が十分に伝わっていなかったことが不適正処理の大きな要因となった。情報については原則文書によることとし、反復して情報発信を行うことで確実な情報伝達に努める。例え緊急により口頭指示を行った事案であっても併せて文書化を行うこととする。

- イ. 作業チームのメンバー各自が同じ情報の共有化が図れるよう、チーム内で意見統一を図るため打合せを密に行うようにする。
- ウ. 文書には紛らわしい表現、意図に反する解釈とならないよう注意し、言葉だけでなく図示するなど誰でも分かりやすいものとする。

### 3. 新任作業員等に対する導入研修の充実

- ア. 委託業者の新任作業員に対し、工場技術や運営ノウハウ等について、習得できる導入研修を実施して、安全・安定操業の確保を図るため、委託業務内容に追加する。

## 情報公開等の充実

### 1. 情報公開の充実

組合の施設の維持管理や環境データ等について、ホームページでの情報を公開する。

### 2. 構成市等への情報提供

組合運営に関する情報は、構成市はもちろん、東京たま広域資源循環組合、日の出町、東京都に積極的に情報提供する。

### 3. 構成市市民への周知

二ツ塚廃棄物広域処分場は、日の出町のみなさまの深いご理解とご配慮により成り立っている。そのことが風化してきていることを反省し、その歴史を再認識するために、構成市の広報誌、ホームページなどでその周知を図る。また、開かれた組合とするため市民との情報交換・交流の場の設定について検討を行う。

## 組合職員の意識改革と環境安全教育の徹底

### 1. 環境・安全意識の向上

ア. 組合職員に対して、地方公務員としての基礎的な研修や、環境への配慮、工場の安全管理、危機管理等についての研修を計画的に実施する。

イ. 安全作業や取り扱う物質の危険性等について職員全体に周知、徹底を図り、施設の安全運営と職員の安全確保に努める。

### 2. 二ツ塚処分場の歴史を学ぶ

組合職員を日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場を見学させ、  
25年余の歴史的背景を学ぶ研修を行う。

### ③ 組織の改革・改善について

- ア. 組合議会によるチェック機能の充実を図るため、議会への報告事項等を明確化するなどの整備を平成22年度末までに行う。(再掲)
- イ. 組合職員に対して、地方公務員としての基礎的な研修や、環境への配慮、工場の安全管理、危機管理等についての研修を実施する。(再掲)
- ウ. 組合運営について、意思疎通の強化、情報の共有化、チェック機能の強化の面から、構成市からの職員派遣や人事交流について検討する。(再掲)
- エ. 構成4市のごみ処理施設及び2市が係わる粗大・不燃ごみ処理施設、し尿処理施設に各担当者を置き、それぞれの管理責任を明確化する組織体制について、平成22年度中に検討を行う。
- オ 組合の業務運営について外部による監査及び市民との情報交換・交流の場の設定について、平成23年度中に検討を行う。(再掲)

### ④ 自主規制値（水銀濃度）の設定

平成22年度末までに、排ガス中の水銀濃度について、自主規制値及び測定頻度等を新たに定める維持管理計画書を策定し、平成23年度以降は、この維持管理計画に従い施設管理を行う。

また、測定結果については、東京都へ報告するほか、ホームページで公開する。

## (2) その他の搬入物

- ① 当組合への受け入れ品目や焼却品目を明確にし、安全かつ適正な処理を行うため搬入方法や確認方法について平成22年度末までにマニュアル化する。また、構成市を通して市民にごみ分別の徹底を周知する。(再掲)
- ② 有害ごみがその他のごみに混入することを防ぐため、構成市とともにその手法等の検討を行い、平成23年度の早期に実施する。(再掲)
- ③ 不適物の搬入を未然に防ぐため、プラットホームをはじめ必要な個所に監視カメラを設置する。平成23年度実施予定。
- ④ 中間処理施設における不適物の搬入に際しては、搬入者への引取りを基本とし、引取りが困難な時は搬入市の費用負担により衛生組合が処理をする。

## 8 むすび

「有害ごみ焼却試験」問題で社会的信用を失いつつあり、その検証が行われ立て直しの方針を模索している最中に「有害ごみ不適正処理」問題が発覚し、最終処分場のある日の出町さんをはじめ、東京たま広域資源循環組合さん、多摩地域全域及び構成4市の市民皆様からの信頼を完全に失ってしまいました。

本件が事故という事案ではなく発生したことを重要視するものであり、運営に係る事象に対しての周知や徹底、指導を含めての対応が必要あります。本件に係わる責任は組合組織内および施設運営に係る全ての者に及ぶものと考えます。

また、有害ごみについて、市民が分別して排出したにもかかわらず、不適正に処理されてしまった市民の気持ちを裏切らないための行動も極めて重要であり、その業務の運営においては市民の信託を深く斟酌し係わっていかなければなりません

今後につきましては、市民の生活を支えているという重大な役割を担っていることを強く胸に刻み、失った信頼を取り戻すべく全力をあげて環境行政に取り組んで参ります。

